

大分県報

平成二十八年
第二八三八号
十二月九日

（金曜日）

目次

告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の構造等の変更許可申請……………一

公告

製菓衛生師試験の実施……………三
競争入札参加者の資格に関する公示……………四
一般競争入札の実施……………五
県営土地改良事業計画の変更……………七

○告示

示

大分県告示第六百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年十二月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十四日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 大分県ベンチャー協議会

三 代表者の氏名

小野 敬一

四 主たる事務所の所在地

大分市下郡北一丁目二番十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、新事業・新技術の創造、情報活動及び展示会等を通じて地域社会の発展と環境の保全、国際社会に貢献できることを目的とする。

六 定款変更の内容

会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産に関する事項の変更
会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第六百四十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定により、次のとおり特定施設の構造等の変更の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

中津市耶馬溪町大字金吉六百八十八番地三

三井住友・小田開発・野村特定建設工事共同企業体

所長 平野 啓一

2 特定事業場の所在地及び名称

中津市耶馬溪町大字金吉二百三番地

三井住友・小田開発・野村特定建設工事共同企業体中津トンネル作業所

3 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号 生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント

4 変更しようとする事項の内容

排出水の量

○公 告

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十八年十二月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験日時

平成二十九年三月三日（金曜日）午前九時から正午まで

二 試験場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎新館十四階大会議室

三 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。）であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したもの

3 昭和四十一年十二月二十六日時点において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が三年を超えているもの

四 試験科目

1 衛生法規

2 公衆衛生学

3 食品学

4 食品衛生学

5 栄養学

6 製菓理論及び実技

五 試験科目の一部免除

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の規定による菓子製造技能士で、

試験科目の免除を願ひ出るものについては、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

六 問題数及び出題形式

六十問 四肢択一式

七 受験願書の受付期間及び受付時間

1 受付期間

平成二十九年一月二十三日（月曜日）から同年二月十日（金曜日）までとする（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。

なお、郵送の場合は、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きの上、大分県生活環境部食品安全・衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇―八五〇一）まで書留郵便で送付すること（期限までに必着）。また、受験願書の提出は、ファックス又は電子メールによるものは、受け付けない。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

八 受験願書の提出先

県内に住所を有する者 大分市内にあつては、大分県生活環境部食品安全・衛生課に提出すること。
大分市外にあつては、住所地を管轄する保健所又は保健部に提出すること。

県外に住所を有する者 大分県生活環境部食品安全・衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇―八五〇一）に提出すること。

九 提出書類

1 受験願書（製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年大分県規則第六十三号）第一号様式）
2 次の受験資格の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(一) 受験資格1に該当する者
都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書

(二) 受験資格2に該当する者
一年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類（製菓衛生師法施行細則第二号様式）

(三) 受験資格3に該当する者

三年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類（製菓衛生師法施行細則 第二号様式）

3 職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願ひ出るものは、技能検定に合格したことを証する書類

4 写真（出願前六箇月以内に上半身、脱帽で正面を撮影したもの（縦四センチメートル・横三センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

5 製菓衛生師試験通知書（受験票）（表に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入し、五十二円切手を貼付すること。）

6 試験結果通知用封筒（宛先欄に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入し、八十二円切手を貼付すること。）

10 受験手数料
九千四百円（願書提出の際納入すること。）

11 その他
1 試験日前までに、受験資格があると認められた者に対して、受験番号を記入した製菓衛生師試験通知書（受験票）を送付するので、試験当日必ず持参すること。

2 受験についての問合せは、県保健所、保健部又は大分県生活環境部食品安全・衛生課に行うこと。

なお、受験願書等の郵送を希望する場合は、郵便番号、住所及び氏名を記入した返信用封筒を同封（九十二円切手を貼付すること。）の上、大分県生活環境部食品安全・衛生課へ請求すること。

また、電子メールでの問合せは、al3900@pref.official.g.jp に行うこと。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十八年十二月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

森林土木積算業務システム機器等 一式

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定す

る者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満の場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(七) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

ア 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
イ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
ウ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。申請書の入手、提出先及び問い合わせ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九六四

3 申請の時期

平成二十八年十二月九日から平成二十九年一月十三日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに平成二十八年十二月二十九日から同月三十日まで及び平成二十九年一月三日を除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- 1 入札参加資格の有効期間
資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。
- 2 更新手続き

五 県所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

- 1 申請書の交付場所
三の2に同じ。
- 2 インターネットによる入手
大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html>

六 入札参加資格の取消し等

- 1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後二年間の範囲内で知事が定める期間競争入札に参加することができない。
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
当すると判明した場合
- (二) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合
- (三) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合
- 2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を次のとおり付けるので公告する。

平成28年12月9日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
森林土木積算業務システム機器等 一式
- (2) 借入期間
平成29年3月1日から平成33年10月31日（56箇月）

(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 納入場所

大分県農林水産部工事技術管理室

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成29年1月23日時点で大分県が発注する物品の製造の請負及び買入等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成20年大分県告示第148号）のうち、「リース・レンタル」としての業種登録を取得している者
- (3) 入札参加資格確認申請書兼誓約書を、平成29年1月13日（金）午後5時までに、下記6(1)に掲げる部局に提出し、入札参加資格確認通知書による参加資格認定通知を受けた者
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団員が役員となっている事業者
エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

<p>カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(5) この公告の日から下記10(2)に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 競争入札参加資格 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(2) 競争入札参加資格を得るための申請方法等 上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、平成29年1月13日（金）までに(3)に掲げる部に提出すること。</p> <p>(3) 競争入札参加資格審査申請書の入手、提出先及び問い合わせ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 電話番号 097-506-2964（直通） インターネットによる入手 大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/201100/nyusatsu2015.html</p> <p>4 入札参加条件 納入しようとする物品の機能等証明書を平成29年1月13日（金）午後5時まで、大分県農林水産部工事技術管理室工事技術管理班に提出し、納入しようとする物品の機能等が基準に適合することの証明を受けること。</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県農林水産部農林水産企画課 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 電話番号 097-506-3515（直通）</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所 大分県農林水産部工事技術管理室（県庁舎本館9階）</p>	<p>大分県大分市大手町3丁目1番1号 電話番号 097-506-3533（直通）</p> <p>(2) 日時 平成28年12月9日から平成29年1月13日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成28年12月29日から同月30日まで及び平成29年1月3日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>7 入札説明書の交付場所及び日時 上記6に同じ</p> <p>8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県農林水産部農林水産企画課総務班 (2) 提出期限 平成29年1月24日（火）午前11時00分 ただし、郵送の場合は、同月23日（月）午後5時15分までに必着すること。</p> <p>10 競争入札、開札の場所及び日時等 (1) 開札場所 大分県庁舎本館 9階 91会議室 (2) 日 時 平成29年1月24日（火）午前11時00分 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>11 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>12 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に果を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国（公団を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであること、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>13 無効入札に関する事項</p>
---	---

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

14 最低制限価格に関する事項
設定しない。

15 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased
One set of Personal computers for Oita Prefectural business
- (2) Time limit for Tender
11 : 00 a.m. January 24, 2017
- (3) Contact office for contract
Management Section, Agriculture, Forestry and Fisheries policy planning
Division
Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Oita Prefectural Government
3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501
Tel 097-506-3515

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営

朝日地区農地集積加速化基盤整備事業計画の変更について、次のとおり公告する。

平成二十八年十二月九日

大分県知事 広瀬 勝貞

公告する書類の名称	公告期間	公告場所
変更後の県営朝日地区農地集積加速化基盤整備事業計画の概要	平二八・一二・九から 平二八・一二・一四まで	日田市役所